

前橋市監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、環境部及び建設部の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年1月5日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫
同	横山勝彦
同	小林岩男

内 監

平成29年1月5日

前橋市長 山本 龍 様
前橋市議会議長 長沼 順一 様

前橋市監査委員	赤川 常己
同	田子 一夫
同	横山 勝彦
同	小林 岩男

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。
規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

環境部

環境政策課、ごみ減量課、廃棄物対策課、清掃施設課

建設部

道路建設課、道路管理課、東部建設事務所、建築住宅課、公園緑地課、公園管理事務所

2 監査期間

平成28年11月16日から平成29年1月5日まで

3 監査対象

平成28年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成27年度も対象としました。

4 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を重点監査項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について

5 所属別監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 環境部環境政策課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 環境部ごみ減量課（指摘事項1件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

平成27年度一般廃棄物（し尿）収集運搬業者に対する補助金において、実績報告書に添付された収支決算書に補助対象事業への充当金額欄の記載がないなど、提出された書類に不備があり、補助事業の具体的な執行につい

て審査せず補助金額を確定していた。

補助金等交付規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(3) 環境部廃棄物対策課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 環境部清掃施設課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 建設部道路建設課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 建設部道路管理課（指摘事項3件、要望事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

新前橋駅西口昇降機及び自由通路清掃業務において、4月1日からの1年間を履行期間とした請書を年度開始前の3月22日に徴していた。

地方自治法第208条第1項で規定する会計年度独立の原則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 財産管理事務について（指摘事項）

財務規則第230条で規定する備品確認において、その照合を行っていなかった。また、備品の管理状況について5件を抽出して確認したところ、使用していない備品で所在不明なものが2件あった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

ウ 債権管理事務について（指摘事項）

放置自転車等の売却に係る納入義務者に交付した納入通知書において、地方自治法施行令第154条第3項で納入通知書の必要記載事項と規定している納期限を記載していなかった。

地方自治法施行令にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

エ 減免運用基準の見直しについて（要望事項）

道路占用料徴収条例第4条第8号に規定する減免運用基準において、減免申請の多い対象物件にもかかわらず、慣行等から占用料を徴収することが不相当であると市長が認めた物件として明確に基準で定めず減免しているものがあつた。また、減免申請書の提出を免除する区分に明確に定めていないにもかかわらず、減免申請書の提出を求めているものがあつた。

公共物使用等に関する条例第17条に規定する減免運用基準においても、公共物保護の目的や伺定めにより慣行等から使用料を徴収することが不相当であると市長が認めた物件として明確に基準で定めず減免しているものがあつた。

より適正な減免の運用を図るため、減免する件数が多い対象物件や伺定めで減免しているものについて明確に基準で定めるとともに、現状に即した減免申請書の免除区分に改めるなど道路占用料及び公共物使用料減免運用基準の見直しについて検討されたい。

(7) 建設部東部建設事務所

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(8) 建設部建築住宅課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(9) 建設部公園緑地課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(10) 建設部公園管理事務所（指摘事項 4 件、要望事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 仕様書について

各公園緑地発生剪定枝等処理業務において、見積合わせ通知書とともに選定業者へ送付した仕様書に、処理単価を明記していた。

契約規則、役務等業務に係る契約事務取扱要領、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(イ) 指名業者について

石関公園便所清掃等業務において、契約規則第 13 条第 1 項では指名競争入札に参加させようとする者を 3 者以上指名するものと規定しているが、特別な事情もなく指名競争入札の選定業者を 2 者として入札を実施していた。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(ウ) 予定価格について

公園施設等修繕などの修繕工事において、予定価格調書を作成していなかった。また、業務委託契約においても、予定価格調書が封筒に入れて保管されていないもの、複数の実施起案で予定価格を明記しているものがあり、秘密の保持が確保されていない状況であった。

契約規則、契約事務取扱規程、少額工事事務処理要領、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(エ) 公表の手續について

大胡ぐり一んふらわー牧場管理業務において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき随意契約を締結しているが、契約規則第 15 条の 2 で規定する契約の発注見通しの公表等の手續きを行っていない。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(オ) 契約書の記載事項について

複数の業務委託契約書において、契約規則第 53 条で規定する契約書に記載しなければならない事項の一部が記載されていないもの、仕様書で委託料の部分払有と明示しているにもかかわらず、部分払額や引渡期日等を記載した契約書を作成していないもの、複数の入札案件を一括契約したため、契約書に記載された業務ごとの委託金額、毎月の支払額、請求月等が記載されていないものがあった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 財産管理事務について（指摘事項）

大胡ぐり一んふらわー牧場のバンガローの利用許可において、申請者に対して許可印を押印した、利用許可申請書の写しを交付していなかった。また、許可の手續きは、同施設の管理業務受託者が行っているが、日々の許可状況について公園管理事務所で把握していなかった。

大胡ぐり一んふらわー牧場の設置及び管理に関する条例、同施行規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

ウ 債権管理事務について（指摘事項）

公園施設使用料、自動販売機使用料、売店電気料実費徴収金において、納入通知書の交付が遅延しているもの、納期限の設定が適正でないもの、納期限までに納付されていないにもかかわらず督促の手続きが遅延しているものがあった。

公園条例、行政財産使用料条例、税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例、債権の管理に関する条例、同施行規則、財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

エ 雇用管理事務について（指摘事項）

(ア) 賃金の支給について

臨時的任用職員の賃金の支給において、勤務時間の誤計算により、実際に勤務した時間数より多く賃金を計算し支給しているものがあった。

誤って支給した賃金は戻入させるとともに、臨時的任用職員運用要綱、臨時的任用職員の賃金及び非常勤職員の通勤手当相当額等決定要領にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(イ) 有給休暇と振替命令について

臨時的任用職員の有給休暇の付与において、継続任用者は前年度に付与した有給休暇の残日数分のみが繰り越しできるが、それ以前の残日数も繰り越しして付与していた。また、週休日等の勤務の振替等において、雇用管理簿と振替等命令簿等を照合したところ、週休日等の勤務の振替等にあたり、振替等命令簿等を作成していないものがあった。

労働基準法、非常勤職員運用要綱にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

オ 減免基準の制定について（要望事項）

公園施設の設置許可等の使用料において、減免理由を明確にせず、従前からの例により使用料の徴収を行っていないものが多数あった。

使用料は、受益者負担の原則に基づき、利用者から公平かつ公正に徴収すべきものであることから、減免を行う場合には、減免理由を明確に示す必要があると考えられるため、減免基準を制定し、より適正な使用料の徴収事務を行うように努められたい。